

保医発 0305 第 1 号  
令和 8 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 73 号）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）が改正されたところであるが、材料価格の算定に当たっての留意事項については、下記のとおりとすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたく通知する。

なお、この通知は、令和 8 年 6 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）は、令和 8 年 5 月 31 日限り廃止する。

## II 算定方法告示別表第二歯科診療報酬点数表に関する事項

### 1 特定保険医療材料の算定に係る一般的事項

I の 1 と同様であること。

### 2 注射の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

#### 002 中心静脈用カテーテル

I の 3 の 021 と同様であること。

### 3 投薬、処置、手術、麻酔及び放射線治療の部に規定する特定保険医療材料に係る取扱い

#### 001 人工骨

汎用型・非吸収型のうち、顆粒・フィラー、多孔体、形状賦形型及び吸収型については、骨髄炎、骨・関節感染症、慢性関節疾患、代謝性骨疾患、外傷性骨疾患、骨腫瘍の病巣搔爬後の補填、歯肉剥離搔爬手術若しくは歯周組織再生誘導手術中の補填又は顎変形症の顎離断後の補填に用いた場合、これらの疾患の治療のために自家骨移植を行った結果その欠損部位の補填を目的として使用した場合に算定する。

#### 008 固定用金属ピン

I の 3 の 076 と同様であること。

#### 011 皮膚欠損用創傷被覆材

- I の 3 の 101 と同様であること。
- 012 真皮欠損用グラフト  
I の 3 の 102 と同様であること。
- 014 栄養カテーテル  
I の 3 の 026 と同様であること。
- 015 気管内チューブ  
I の 3 の 027 と同様であること。
- 016 胃管カテーテル  
I の 3 の 028 と同様であること。
- 017 吸引留置カテーテル  
I の 3 の 029 と同様であること。
- 018 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル  
I の 3 の 039 と同様であること。
- 020 輸血用血液フィルター（微小凝集塊除去用）  
I の 3 の 140 と同様であること。
- 021, 022 輸血用血液フィルター（赤血球製剤用白血球除去用）及び輸血用血液フィルター（血小板製剤用白血球除去用）  
I の 3 の 141、142 と同様であること。
- 030 気管切開後留置用チューブ  
I の 3 の 038 と同様であること。
- 033 口腔粘膜保護材  
がん等に係る放射線治療又は化学療法を実施している患者であって、周術期口腔機能管理計画に基づき、口腔機能の管理を行っているものについて、放射線治療又は化学療法に伴う口内炎（口腔粘膜炎）に対して使用した場合において、一連の治療につき原則 10mL を限度として算定する。なお、患者の状況により 10mL を超える量を使用する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由を記載すること。
- 034 人工顎関節用材料  
I の 3 の 206 と同様であること。
- 036 半導体レーザー用プローブ

- (1) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行若しくは局所再発の頭頸部癌に限り算定できる。
- (2) 半導体レーザー用プローブは、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した歯科医師が使用した場合に限り算定できる。
- (3) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対して使用する場合は一連の治療につき8本を限度として算定できる。ただし、それ以上の本数の算定が必要な場合には、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載すること。

#### 037 レーザー光照射用ニードルカテーテル

- (1) レーザー光照射用ニードルカテーテルは、半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に算定できる。
- (2) 当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した歯科医師が使用した場合に限り算定できる。

### 4 歯冠修復及び欠損補綴の部に規定する特定保険医療材料の取扱い

#### 058 CAD/CAM冠用材料

- (1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ）及び（Ⅱ）は小臼歯に使用した場合に限り算定できる。
- (2) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）及び（Ⅴ）は大臼歯に使用した場合に限り算定できる。
- (3) CAD/CAM冠用材料（Ⅳ）は前歯に使用した場合に限り算定できる。
- (4) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）及び（Ⅴ）を大臼歯に使用した場合及びCAD/CAM冠用材料（Ⅳ）を前歯に使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

#### 068 純チタン2種

- (1) レジン前装冠による歯冠修復を目的として前歯に使用した場合又は全部金属冠による歯冠修復を目的として大臼歯に使用した場合に限り算定できる。
- (2) 純チタン2種を使用した場合は、使用した材料の名称及びロット番号等を診療録に記載すること。

#### 069 磁性アタッチメント

- (1) 有床義歯及び根面板（金属歯冠修復で根面を被覆するものをいう。）に用いた場合に限り算定できる。
- (2) 磁石構造体又はキーパーを使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

#### 070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料

- (1) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて3次元プリント有床義歯の歯冠部を製作した場合に限り算定できる。
- (2) 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料

- (1) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて3次元プリント有床義歯の義歯床を製作した場合に限り算定できる。
- (2) 3次元プリント有床義歯義歯床用材料を使用した場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書（シール等）を保存して管理すること（診療録に貼付する等）。

5 フィルムに係る取扱いについて

Iの4と同様であること。ただし、(2)の「胸部単純撮影又は腹部単純撮影」は「単純撮影」と読み替えるものであること。

6 臨床試用特定保険医療材料に係る取扱いについて

Iの5と同様であること。